



9月は「障害者雇用支援月間」です

9月の「障害者雇用支援月間」に合わせて、本市の障害者雇用に関する支援などをお知らせします。

障害者雇用支援月間って？

「障害者雇用支援月間」は、昭和23年8月のヘレン・ケラー女史の来日を機に、当時の労働省が9月1日から7日までの間、障がい者の雇用促進運動を実施したことに始まります。毎年9月には、全国でさまざまな取り組みが行われています。

三重県では、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構とともに、障がい者を積極的に雇用されている企業・事業者に対し、その努力と功績をたたえるために、障害者雇用優良事業所等表彰や感謝状の交付を行っており、市内の企業や事業者も表彰されています。

民間企業には法定雇用率が定められています

一定規模（従業員数43.5人以上）の民間企業には法定雇用率（従業員数の2.3%）以上の障がい者を雇用するよう法律で定められています。

企業への就労を目指して、就労継続支援事業所などで、訓練を受けている障がいのある方はたくさんいますが、雇用状況は依然として厳しい状況です。

障害者雇用については、各種支援制度を利用できる場合がありますので、まずは鈴鹿公共職業安定所（ハローワーク鈴鹿）までご相談ください。



障害者雇用を進めていくためには、障がいに対する周囲の理解や協力が大切です。障害者雇用支援月間をきっかけに、障がいのある方が働きやすい職場環境について考えてみましょう。

障害者雇用を進めるための4STEP

STEP1 障害者雇用の基礎を理解する

障害者雇用の制度や障がいの特性と配慮事項などについて理解し、企業における障害者雇用を検討する。



STEP2 採用計画を検討する・採用の準備をする

障害者雇用の目的と自社の状況を踏まえ、採用計画を検討し、支援体制を整える。



STEP3 募集活動を行う 採用後の支援のための準備をする

面接・採用の決定を経て、職場定着のための支援の準備を行う。



STEP4 職場定着の取り組みを行う

職場定着のための基本的な方法を理解し、実践する。



助成金や講座開講などの支援が行われています

障害者雇用について、「職場体験実習費助成金」の支給や、「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の開講などの支援が行われています。

企業や事業者の皆さんは、ぜひご活用ください。

職場体験実習費助成金

障害者雇用を検討している企業や事業者が、就労を目指す障がいのある方を「実習生」として職場に受け入れ、「働くこと」を体験してもらう制度が職場体験実習です。



職場体験実習の受け入れには、賃金などは必要なく、協力いただいた企業や事業者へは、鈴鹿市障害者等職場体験実習費助成金交付事業において、助成金が支給されます。

支給額 一人につき1日当たり2,000円

限度額 受け入れ一人につき2万円まで

問合せ 障害者総合相談

支援センター あい

☎381-1035 📠381-1036



障害者雇用を検討している企業や事業者の皆さんは、職場体験実習費助成金の活用をご検討ください。

● 期待できる効果は？

障がいのある方は、実際の職場で働くという貴重な体験の中から、働くことの「やりがい」や「厳しさ」などを感じることができ、自身の新たな課題を知る機会となります。また、企業や事業者は、自社のどのような作業ができるか、その人の得意分野や、必要な配慮などを知ることができます。

職場体験実習は、「就労を目指す障がいのある方」と「障害者雇用を検討している企業・事業者」のマッチングにつながります。

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座

近年、企業における障害者雇用の取り組みが進み、精神障がいや発達障がいのある方の就労が増加する一方で、職場定着に至らないことが課題となっています。職場定着に至らない要因はさまざまですが、障がいがあっても、その特性を踏まえ、希望や能力、適性に応じて活躍できる社会を目指す必要があります。

多くの方に精神・発達障害者しごとサポーターとなっていただけるよう、労働局・公共職業安定所が、一般の従業員の方を対象として、「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を開催しています。

養成講座の受講など詳しくは、鈴鹿公共職業安定所(ハローワーク鈴鹿)までお問い合わせください。



精神・発達障害者しごとサポーターって？

精神・発達障害者しごとサポーターとは、障がいについての正しい知識と理解を持って、精神障がい・発達障がいのある方を温かく見守り、支援する応援者です。

この講座の受講を通じて、障がいの特性や同じ職場の仲間としての日常的な配慮のポイントを学ぶことで、障がいの有無に関係なく活躍できる職場づくりを進めていきましょう。



問合せ

○情報館⑥に関すること
障がい福祉課

○障害者雇用に関すること

鈴鹿公共職業安定所(ハローワーク鈴鹿)

☎382-8609(平日8時30分~17時15分) 📠383-5594